

新潟市働き方改革推進企業ネットワーク 規約

(名称)

第1条 本会は、新潟市働き方改革推進企業ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、市内企業における人材の確保、育成ならびに活用など、多様で柔軟な働き方の実践のための課題解決に向けて、市内企業が共に学び、自社での取り組みを進めるとともに、好事例を共有・発信することで、市内企業が働き手から選ばれる企業になることを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワークでは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 人材の確保、育成ならびに活用など、多様で柔軟な働き方の実践のための取組等に関する情報共有及び意見交換
- (2) 市の広報媒体等を活用した取組事例の発信
- (3) その他、目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 ネットワークは、第2条の目的に賛同する以下の会員により構成する。

- (1) 市内に事業所を置く企業及び団体、個人事業主等
- (2) 上記会員のほか、オブザーバー、アドバイザー等

(事務局)

第5条 ネットワークの事務局は、新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課に置く。

- 2 事務局は、ネットワーク全体の運営に必要となる連絡・調整等を行う。

(参加申込)

第6条 ネットワークへの参加を希望する者は、新潟市働き方改革推進企業ネットワーク参加登録申込書（様式第1号）を事務局に提出して登録手続きを行うこととする。

(登録情報の変更や取消)

第7条 ネットワーク参加企業は、氏名や住所等に変更が生じた場合又は登録を取り消す場合は、事務局に対して速やかに変更の申し出又は登録取り消しの手続きを行うこととする。

- 2 ネットワーク参加登録を取り消す場合は、書面により事務局にその旨を届け出なければならない。

(登録取消)

第 8 条 ネットワーク参加企業が、事務局に対して登録を取り消す旨を書面で提出したときは、事務局はネットワーク参加登録を取り消すこととする。

2 ネットワーク参加企業が、次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該企業の参加登録を取り消すことができる。ただし、当該企業に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規約の違反又はネットワークの信用を著しく害したとき
- (2) ネットワーク参加企業等が解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、ネットワークの運営に支障をきたすなど、事務局がネットワーク参加企業として不相当であると判断したとき

(守秘義務)

第 9 条 ネットワーク参加企業は、この規約に基づく活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、ネットワーク登録を取り消した場合も同様とする。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、ネットワークで別に定める。

附則

この規約は、令和 6 年 2 月 6 日から施行する。